

食品衛生法

第 19 条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第 1 項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

食品衛生法施行規則

第 21 条 別表第 3 に定める食品又は添加物であって販売の用に供するものの表示の基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第 5 項から第 8 項まで、第 16 項及び第 19 項において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載すること。

（略）

ホ 添加物（栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤（食品の加工の際に添加される物であって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。）及びキャリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されない物であって、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。）を除く。以下ホにおいて同じ。）であって別表第 5 の中欄に掲げる物として使用されるものを含む食品にあつては、当該添加物を含む旨及び同表当該下欄に掲げる表示並びにその他の添加物を含む食品にあつては、当該添加物を含む旨

（略）

第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもって、別表第 8 の上欄に掲げる物として使用される添加物を含む食品にあつては、同表当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができ、別表第 3 第 11 号八に掲げる食品（別表第 5 の第 8 項中欄に掲げる物として使用される添加物以外の添加物を含むものに限る。）及び同表第 12 号に掲げる作物である食品にあつては、当該添加物を含む旨の表示を省略することができる。

別表第3（第21条関係）

- 1 マーガリン
- 2 酒精飲料（酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料（溶解して酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。）
- 3 清涼飲料水
- 4 食肉製品
- 5 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類
- 6 シアン化合物を含有する豆類
- 7 冷凍食品（製造し、又は加工した食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ及びゆでがにを除く。）及び切り身又はむき身にした鮮魚介類（生かきを除く。）を凍結させたものであって、容器包装に入れられたものに限る。）
- 8 放射線照射食品
- 9 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- 10 鶏の卵
- 11 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの
 - イ 食肉、生かき、生めん類（ゆでめん類を含む。）即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、切り身又はむき身にした鮮魚介類（生かきを除く。）であって生食用のもの（凍結させたものを除く。）及びゆでがに
 - ロ 加工食品であって、イに掲げるもの以外のもの
 - ハ かんきつ類、バナナ
- 12 別表第7の上欄に掲げる作物である食品及びこれを原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む。）
- 13 保健機能食品
- 14 添加物

別表第5（第21条関係）

1	甘味料	甘味料、人工甘味料又は合成甘味料
2	着色料	着色料又は合成着色料
3	保存料	保存料又は合成保存料
4	増粘剤、安定剤、ゲル化剤又は糊料	主として増粘の目的で使用される場合にあっては、増粘剤又は糊料 主として安定の目的で使用される場合にあっては、安定剤又は糊料 主としてゲル化の目的で使用される場合にあっては、ゲル化剤又は糊料
5	酸化防止剤	酸化防止剤
6	発色剤	発色剤
7	漂白剤	漂白剤
8	防かび剤又は防ばい剤	防かび剤又は防ばい剤

「食品衛生法に基づく添加物の表示等について（平成 8 年 5 月 23 日 衛化 56 号 厚生省生活衛生局長通知）の抜粋

2 運用上の留意事項

(1) 食品に係る表示について

その他

カ ばら売り等により販売される食品のうち、ジフェニルを使用したグレープフルーツ、レモン及びオレンジ類については昭和 46 年 3 月 17 日環食化第 223 号により、サッカリン又はサッカリンナトリウムを含む食品については昭和 50 年 7 月 25 日環食化第 32 号により、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム又はこれらのいずれかを使用したかんきつ類については昭和 52 年 5 月 2 日環食化第 28 号により、チアベンダゾールを使用したかんきつ類及びバナナについては昭和 53 年 8 月 30 日環食化第 36 号により、イマザリルを使用したかんきつ類及びバナナについては平成 4 年 11 月 6 日衛化第 80 号により、それぞれこれらの添加物としての使用に関する表示を指導してきているところであるが、今後とも従来どおり十分指導されたいこと。